

## 地上デジタル放送への準備はお済みですか？

いよいよ**7月24日**でアナログ放送が終了し、**地上デジタル放送**に変わります。  
**地上デジタル放送推進のための支援が拡大されました**

### ●これまでの支援対象者

- ①生活保護等の公的扶助受給世帯
- ②障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の世帯
- ③社会福祉施設に入所され、テレビを持ち込んでいる世帯

※上記①～③に該当し、地上デジタル放送が視聴できていない世帯で、NHK受信料が全額免除されている世帯に加えて、

### ●今回拡大することになった支援対象者

- 世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯
  - ◎まだ地上デジタル放送が視聴出来ていない世帯
  - ◎NHKと受信契約を結んでいるか、又は結ぶ意志がある世帯

(注) 希望者は、NHK受信契約を結ぶ必要があります。

### ●支援の内容

地上デジタル放送受信のための『簡易なチューナー1台の無償給付』(住民票の住所へ配送します)

### ●支援期間 ……平成22年度～平成23年度

### ●申込受付期間 ……現在受付中 ～ 平成23年7月24日まで(消印有効)

### ●申込方法 ……次の書類を準備し、総務省地デジチューナー支援実施センターへ申込

- ①申込書
- ②世帯全員が記載された住民票の写し(発行日から1年以内のもの)
- ③世帯全員分の市町村民税非課税証明書(住民税務課で申請・発行)  
(平成21年以降の所得に係る非課税証明書)

### 【詳しい内容のお問い合わせは】

総務省地デジチューナー支援実施センター TEL 0570-023724  
錦江町役場 企画課 TEL 22-3032

## ■ 悪徳商法にご注意ください! ■

チューナー支援事業では、チューナー給付・アンテナ工事等で費用を請求することは**一切ありません**。

## 平成23年4月1日から住民基本台帳カードは、 交付手数料(500円)が必要になります。

- 申請から発行までの日数 ……10日から2週間(申請時と交付時の2回の来庁が必要となります。)
- 申請に必要なもの ……印鑑、免許証等の顔写真付の身分証明書
- 申請場所 ……住民税務課住民チーム 住民生活課民生チーム  
※顔写真付の身分証明書をお持ちでない方は、申請から交付まで3回の来庁が必要になります。

住民基本台帳カードには顔写真なし、顔写真付の2種類があり、ともに有効期限は10年です。写真カードについては、運転免許証などと同じく公的身分証明書としてご利用頂けます。また、公的個人認証サービスの電子証明書(別途500円が必要)を保存することもできます。ただし、転出された場合は、その市町村での手続きが必要です。



< 写真付き >



< 写真なし >

【お問合わせ先】 住民税務課 住民チーム TEL 22-3039 (直通)  
住民生活課 民生チーム TEL 25-2511 (代表)